燕市地域おこし協力隊募集要項(移住定住コーディネーター)

新潟県燕市は、スプーンやフォークなどの金属洋食器やキッチンツールをはじめとした金属製品製造業が盛んなまちです。県外からものづくりを志す 20~30 代の若者の移住者も多く、令和6 年度には増減率県内2 位の転入超過となり、移住先として注目されています。

そこで、燕市では、ものづくりや地方への移住を志している人の移住をサポートし、私たちと一緒に地域活性化に取り組む「**移住定住コーディネーター**」を募集しています。

活動内容としては、移住相談や移住体験ツアーなどで移住相談者に燕市の魅力や暮らしの様子を紹介し、地方移住に悩んでいる人に寄り添いながら、燕市への移住をサポートします。また、移住者交流会では地域のイベント参加などを通じて、移住者と地域住民の交流機会の創出や移住者の定住促進につなげます。

活動を通じて、**数珠つなぎのようにたくさんの移住者や地域の人と出会うことができ、"人の輪が広がっていく"⇒"アイディアにつながる"**ことを感じられることが魅力です。

自らも移住者である"地域おこし協力隊ならではの視点"を活かし、一緒に楽し く活動しましょう!

【こんな人におすすめです!】

- ☑ いろいろな人と出会い、コミュニケーションを取ることが好きな人
- ☑ 自身の経験を活かし移住者をサポートしたい方。
- ☑ SNS などを活用した情報発信が得意な人



▲移住フェアの様子



▲移住ツアーの様子



▲移住者交流会の様子 (道の駅 BBQ)

- 1、活動内容
- ①地域情報の掘り起こし
- ・移住者の情報収集、地域住民とのネットワークづくりなど
- ②燕市への移住相談対応
- ・東京都内で開催される移住フェアにおける移住相談対応

(ふるさと回帰フェアや JOIN 移住・交流&地域おこしフェア、にいがた U・I ターンフェアなど)

- ・市役所窓口や Zoom などを利用したオンライン移住相談対応
- ・移住希望者に向けた移住ツアーのアテンドなど
- ③移住者交流会事業
- ・移住者交流会(月1回程度)の企画・運営
- ④ 燕市の魅力発信
- ・インスタグラムアカウントや Web サイトを活用した魅力発信
- ⑤協力隊員としての研鑽
- ・新潟県や燕市が行う地域おこし協力隊に関する会議や研修、イベント等への参加。※毎月1回燕市役所で行われる協力隊定例ミーティング(活動報告・意見交換)に参加していただきます。

2、募集人数

1 人

3、募集対象

- ・申し込み時点に三大都市圏及び都市地域等 (*1) (過疎、山村、離島、半島などの地域に該当しない市町村) に居住(住民票がある) する方
 - ※地域要件について詳しくはお問い合わせください
- ・採用後、燕市へ住民票を異動させ、燕市内に居住できる方
- ・地域住民と積極的にコミュニケーションを図り、地域を元気にするために意欲 的に行動できる方(居住地の自治会に参加していただきます)
- ・普通自動車運転免許を取得または活動開始までに取得見込みであり、日常的な 運転に支障のない方
- ・市の条例及び規則等を遵守し、職務命令等に従うことができる方
- ・地方公務員法第16条(*2)の欠格事項に該当しない方

- ・心身ともに健康で誠実に職務を行うことができる方
- ・パソコンの一般的な操作(ワード、エクセル、電子メール、SNS 等)ができる方
- ・土日祝日夜間の勤務、会議、行事参加等の不規則な勤務体制に対応できる方

(*1) 特別交付税措置に係る地域要件確認表

https://www.soumu.go.jp/main_content/000847999.pdf

(*2) 地方公務員法

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=325AC0000000261

4、勤務について

燕市役所地域振興課にて勤務

原則 月20日勤務

概ね週35時間以内(1日あたりの活動時間は概ね7時間程度を基本)

※活動内容によって夜間の会議やイベント従事、土日若しくは祝日に勤務と なる場合があります。

5、雇用形態

燕市の会計年度任用職員

- ※期間は採用された日から令和8年3月31日まで。
- 次年度からは毎年度委嘱し、最長3年間まで更新可能となります。
- ※任期は3年間ですが、任期終了後も引き続き燕市内に定住し、地域の活性化のためにご活躍いただけることを期待します。
- ※令和8年度予算議決後の採用となります。

6、報酬・手当等

時給 1,322 円(燕市会計年度任用職員報酬に準ずる)

- ※その他、期末手当あり。退職手当等は支給しない。
- ※社会保険料等本人負担あり。

7、待遇・福利厚生

- (1)健康保険・厚生年金・雇用保険等の社会保険に加入します。
- (2) 住居費については市が補助します。※金額の上限あり
- (3) 転居に要する費用、水道光熱費、通信費、自治会費等は個人負担となります。
- (4)活動用の車両、備品等は必要に応じて貸与します。
- (5)活動に必要な消耗品、出張が発生した場合の旅費等は支給します。
- (6) 地域おこし協力隊員を対象とした研修への参加を予定しています。

8、申込受付

随時(選考は随時行うため、隊員の採用が決定次第、募集を終了します。)

9、応募手続き

- (1) 燕市地域おこし協力隊応募用紙 ※燕市ホームページからダウンロードしてください。
- (2)レポート『燕市地域おこし協力隊員に応募した動機』 『燕市地域おこし協力隊員としてやりたいこと』
- (3)住民票の抄本(申込時点のもの)
- (4) 普通自動車運転免許証の写し(両面)

(以下の書類は地域おこし協力隊経験者であって地域要件の特例の適用を受ける方のみ提出してください)

(5)2年以上地域おこし協力隊として活動し、かつ、解嘱から1年以内であることが確認できる書類(委嘱状・解嘱状の写し等)

10、応募先

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地 燕市役所 地域振興課 交流推進係 宛

11、選考方法

(1)第一次選考

応募用紙をもとに書類選考し、結果を文書にて応募者全員へ通知しま

す。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者を対象に面接を行います。詳細は第一次選考結果を通知する際にお知らせいたします。

(3) 最終選考結果の通知

第二次選考後 10 日前後を目安に選考結果を第二次選考対象者全員に通知いたします。

(4) その他

応募にかかる費用(書類申請、面接に伴う交通費等)はすべて応募者 の自己負担となります。また提出された書類はお返ししません。

12、その他

- (1) 燕市地域おこし協力隊設置要綱及び関係法令を必ずご確認の上ご応募ください。
- (2) 選考の経過や結果についてのお問い合わせには応じられませんので予め ご了承ください。

<申し込み・問い合わせ先>

〒959-0295 新潟県燕市吉田西太田 1934 番地 燕市役所 地域振興課 交流推進係

TEL: 0256-77-8364 FAX: 0256-77-8305

mail: chiiki@city.tsubame.lg.jp